

病院局条件付一般競争入札実施要領

平成19年5月1日

病院局経営管理課

(趣旨)

第1 この要領は、病院局が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務の品質確保を図りつつ、入札・契約制度の透明性及び競争性をより一層高めるとともに、入札参加者の負担軽減及び入札事務の効率化を図ることを目的に実施する事後審査型の条件付一般競争入札について、宮崎県病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号。以下「規程」という。）及び宮崎県病院局建設工事等電子入札実施要領（平成19年7月1日病院局経営管理課定め。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領において「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定による入札方法をいう。

2 この要領において「事後審査型」とは、入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を開札後に行う方法をいう。

3 この要領において「測量」、「建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償コンサルタント業務」及び「建築設計業務」とは、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「入札参加資格要綱」という。）第2条に規定するものをいう。

(電子入札)

第3 この要領による入札は、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

(対象)

第4 この要領は、建設工事のうち予定価格が250万円以上であるもの及び次に掲げる建設工事に係る業務（以下「建設関連業務」という。）のうち予定価格が100万円以上であるものに適用する。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める額以上の建設工事及び建設関連業務は除くものとする。

- (1) 測量
- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 建築設計業務

(入札参加資格)

第5 入札に参加する者（共同企業体（以下「JV」という。）で参加する場合における当該JVの構成員を含む。）に共通して必要な入札参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設工事及び建設関連業務について、入札参加資格要綱第7条に規定する入札参加資格の認定を受け

ている者であること。

- (3) 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格要綱第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1

項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人

的関係があると認められる場合

2 前項に規定するもののほか、建設工事に係る入札に参加する者に共通して必要な入札参加資格は次のとおりとする。

(1) 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。

(2) 建設工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び次に掲げる事項に該当する者でないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 前2項に規定するもののほか、建設工事又は建設関連業務ごとに、次の各号に規定する事項を入札参加資格として定めることができる。

(1) 事業所の所在地に関する事項

(2) 入札参加資格要綱第7条第2項に規定する等級区分に関する事項

(3) 建設工事及び建設関連業務と同種又は類似の工事又は業務の実績に関する事項

(4) 建設工事及び建設関連業務に必要と認められる技術者に関する事項

(5) その他入札参加資格として必要と認められる事項

4 J V又は事業協同組合として入札に参加する場合には、その構成員又は組合員である者は当該入札に参加することができない。

（事業所の所在地に関する事項の設定の基本的考え方）

第6 入札参加資格として事業所の所在地に関する事項を設定する場合は、県内に主たる営業所（本店）を有する者（以下「県内業者」という。）及び準県内建設業者取扱要領（平成20年5月19日定め）第4条の規定による建設工事に係る準県内建設業者の認定を受けた者を対象とすることを原則とする。ただし、特殊な工事である等の理由により県内業者及び準県内建設業者では競争性が確保できないと認められる場合には、県内業者及び準県内建設業者以外の者を入札に参加させることができる。

（発注標準額によらない等級区分の設定）

第7 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格要綱別表第1に掲げる発注の標準となる建設工事の金額の区分（以下「発注標準額」という。）に対応した等級に加え、上位の等級を入札参加資格とすることができる。

(1) 高度若しくは特殊な技術又は特殊な機械器具等が必要な場合

(2) 発注標準額によっては競争性が確保できないと認められる場合

(3) 条件付一般競争入札に付し、入札者がいなかった場合

(4) その他適正な施工を図るために病院局長が特に必要と認めた場合

(最低制限価格等の設定)

第8 この要領による入札においては、病院局最低制限価格制度事務取扱要領（令和2年4月1日病院局経営管理課定め）に定める最低制限価格又は宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日定め）に定める調査基準価格及び失格基準価格を設けるものとし、入札公告にその旨を記載するものとする。

(入札参加資格の決定)

第9 入札参加資格は、病院局入札参加資格審査会（以下「局審査会」という。）の審査を経て、決定するものとする。

2 前項の審査を受けようとするときは、条件付一般競争入札参加資格調書（別記様式第1号）を局審査会に提出するものとする。

(入札の公告)

第10 入札公告は、建設工事及び建設関連業務を発注する機関（以下「発注機関」という。）が宮崎県公事事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に、開札日の前日から起算してそれぞれ次に掲げる日までに掲載することにより行うものとする。

- (1) 予定価格が5,000万円以上の建設工事 15日前（当該日数には宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日を含まない。以下日数の規定において同じ。）
 - (2) その他の建設工事及び建設関連業務 10日前
- 2 前項各号の期間は、緊急やむを得ない理由があるときは建設工事にあっては5日以内に限り、建設関連業務にあっては7日以内に限り短縮することができる。
- 3 入札公告は建設工事に係るものは別添1の例に、建設関連業務に係るものは別添2の例によることとし、条件付一般競争入札公告共通事項書は建設工事に係るものは別添3の例に、建設関連業務に係るものは別添4の例による。

(入札説明書等の閲覧等)

第11 発注機関においては、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日まで閲覧に供する。

- (1) 入札公告の写し
 - (2) 条件付一般競争入札公告共通事項書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) その他業務の内容を把握するために必要と認められる設計書及び工事図面等の資料（以下「その他資料」という。）
- 2 入札説明書等は、原則として入札に参加しようとする者がダウンロードできる形式で入札情報サービスに掲載するものとする。ただし、掲載することが技術的な理由等により困難な場合は閲覧のみとする。
- 3 その他資料は、閲覧に供する期間は貸し出すことができる。

(入札説明書等に関する質問及び回答)

第12 入札説明書等に関する質問は、公告日から開札日の前日から起算して3日前の日まで発注機関において宮崎県電子申請システムにより受け付けるものとする。

- 2 前項の質問締切日は、特に必要がある場合には、別に定める質問可能な日数を確保した上で、開札日の前日から起算して4日前の日又は5日前の日とすることができる。
- 3 前2項については、別の要領等に定めのある場合はこれを妨げない。
- 4 質問に対する回答は、入札情報サービスに掲載することにより行うものとする。

(入札参加手続)

第13 入札に参加しようとする者は、電子入札要領第10条に定めるところにより入札書を提出するものとする。

- 2 建設工事にあっては、入札書提出時に電子入札システムにより工事費内訳書を提出するものとする。

(落札候補者の決定等)

第14 開札（第14の2に規定する再度の入札に係る開札を含む。）の結果、予定価格の範囲内で、失格又は無効とされた者を除く最低価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、その価格以上の応札を行った者を落札候補者とする。また、調査基準価格及び失格基準価格を設けている場合は、第15の2に規定する調査を行った上で落札候補者の決定を行うものとする。

- 2 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）による電子入札要領第19条に規定するくじで落札候補者を定める。
- 3 発注機関の長は、落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行った上で、落札者の決定を行うものとする。

(再度の入札)

第14の2 発注機関の長は、予定価格を入札前に公表しない場合において、初回の入札に係る開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、初回の入札に参加した者（低入札価格調査の辞退者、失格又は無効とされた者を除く。）による入札（以下「再度の入札」という。）を直ちに実施するものとする。

- 2 再度の入札の回数は、1回とする。
- 3 再度の入札においても落札者となるべき者がいなかったときは、予定価格を超えた応札のうち最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、最低価格で入札した者と随意契約により、予定価格を超えない範囲で契約を締結することができる。
- 4 発注機関の長は、前項に規定する随意契約にあたっては、第15の規定に準じて契約の相手方としようとする者（以下「随意契約候補者」という。）の資格確認を行うものとし、資格確認の結果、随意契約候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、契約の相手方として決定する。
- 5 発注機関の長は、資格確認の結果、随意契約候補者に入札参加資格がなかったときは、当該随意契約候補者に第16第3項の規定に準じて通知するものとし、入札参加資格がないとされた随意契約候補者の次に低い価格で入札した者の入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときは、その者と随意契約することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(入札参加資格の確認)

第15 発注機関の長は、落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別記様式第2号又は第3号。以下「申請書」という。）及び建設工事又は建設関連業務ごとにそれぞれ次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求めるものとする。ただし、当該落札候補者が入札

参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めるものとする。

(1) 建設工事

- ア 同種工事施工実績調書（別記様式第4号）
- イ 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（別記様式第5号）
- ウ 経営事項審査結果通知書の写し
- エ その他入札参加資格を確認するために公告において提出を求める書類

(2) 建設関連業務

- ア 同種業務実績調書（別記様式第6号）
- イ 管理技術者等の資格・業務経験調書（別記様式第7号）
- ウ その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める書類

2 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の提出は、発注機関の長が申請を指示した日の翌日から起算して2日以内に落札候補者が発注機関に持参、郵送（郵便書留など配達の記録ができるものであって、発注機関の長が申請を指示した日の翌日から起算して2日以内の消印のものに限る。）又は電子入札システムにより行うものとする。ただし、落札候補者となった者が、既に他の建設工事又は建設関連業務における落札者又は落札候補者であるために当該入札に係る契約の内容に適合した履行ができないと判断する場合及び配置予定技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等により必要な技術者を配置することができなくなった場合には、発注機関に連絡するとともに、当該申請書等に代えて入札参加資格確認辞退届（別記様式第8号）を提出するものとする。

3 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出は認めない。ただし、発注機関の長が指示した場合はこの限りでない。

4 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は資格確認のために発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者がした入札は無効とする。

5 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。ただし、資格確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

（低入札価格調査）

第15の2 発注機関の長は、調査基準価格を設けた場合において、最低価格で入札した者（失格又は無効とされた者を除く。）が調査基準価格を下回る価格により入札した者（以下「低価格入札者」という。）であるときは、別に定めるところにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

2 前項の低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内で当該落札候補者の次に最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、その者が低価格入札者であるときは、低入札価格調査を行うものとする。

（落札者の決定）

第16 発注機関の長は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。

2 発注機関の長は、落札者を決定した場合にあっては電子入札要領第18条に規定する落札決定通知書により通知するものとする。

3 発注機関の長は、落札候補者に入札参加資格がない場合（第15第1項ただし書きにおいて申請書等の

提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別記様式第9号）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。

- 4 落札者として決定した者に入札参加資格のないことが判明した場合においては、当該落札決定を取り消し、落札決定取消通知書（別記様式第10号）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求める能够の旨を教示するものとする。
- 5 落札決定を取り消した後に次順位者以降の者をもって落札者とする場合においては、入札参加者に対して落札決定通知書に当初の落札決定を取り消した旨を付して通知するものとする。ただし、落札者となるべき者がないときは、落札決定取消通知書（入札参加資格がないとした理由を除く。）により通知するものとする。

（入札参加資格がないとした者に対する理由の説明）

第17 入札参加資格がないとされた入札参加資格確認結果通知書（落札決定取消通知書を含む。以下「確認通知書」という。）を受理した者は、宮崎県が発注する建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領（平成15年8月1日定め）に準じて、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、発注機関の長に対して一次（二次）苦情申立書（同要領別記様式第1号。以下「申立書」という。）により入札参加資格がないとされた理由の説明を求める能够である。

- 2 発注機関の長は、前項の説明を求める申立書を受理したときは、当該申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者（以下「苦情申立者」という。）に対して同要領に定めるところにより回答するものとする。
- 3 前項の回答に当たり、入札参加資格があると認める場合には、第9の規定により当該入札に係る入札参加資格を審査した局審査会を経て、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、苦情申立者を落札者として決定し、落札決定通知書により通知するものとする。
- 4 前項の場合に第18第2項の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（別記様式第11号）により当該他の落札候補者に通知するものとする。
- 5 第2項の回答に当たり、苦情申立者の入札参加資格を認めない場合において、他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を再開し、再開した旨を入札参加資格確認再開通知書（別記様式第12号）により当該他の落札候補者に通知するものとする。

（次順位者の資格確認）

第18 発注機関の長は、落札候補者に入札参加資格がない場合、落札者として決定した者に入札参加資格のないことが判明し、当該落札決定を取り消した場合、又は第20の規定により入札を無効とした場合は、入札参加資格がない者、落札決定を取り消された者又は入札を無効とされた者（以下「無効者等」という。）以外の同価入札者が2者以上いる場合にあっては当該同価入札者による電子入札要領第19条に規定するくじで落札候補者を定め、無効者等以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては予定価格の範囲内で無効者等の次に最低の価格をもって入札した者を落札候補者として、資格確認を行うものとする。

- 2 前項の規定による資格確認は、無効者等に第16第3項及び第4項に規定する通知をした日から行うことができる。ただし、当該無効者等から第17第1項に規定する説明を求める書面を受理したときは資格

確認を中断するものとし、第15第5項に規定する期間を算定するに当たり、当該中断の期間を除くものとする。

- 3 前項ただし書の規定により、落札候補者の資格確認を中断したときは、中断した旨を入札参加資格確認中断通知書（別記様式第13号）により、当該落札候補者に通知するものとする。

（費用の負担等）

第19 第15に規定する申請書等及び第17に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- 2 提出書類は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
3 提出書類は、返却しない。

（入札の無効）

第20 規程第107条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
(2) この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
(3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
(4) 建設工事において、工事費内訳書を提出していない者又は提出された工事費内訳書に不備がある者のした入札
2 前項の規定により入札を無効としたときは、その旨を入札無効通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

（入札結果公表）

第21 条件付一般競争入札に対する建設工事及び建設関連業務については、別に定めるところにより、入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項を公表するものとする。

（入札参加資格審査会等）

第22 入札参加資格に関する審査その他の事項を審査するため、病院局に入札参加資格審査会を置く。

- 2 前項に規定する入札参加資格審査会からの要請に応じて、入札参加資格に関する技術的事項を審査するため、病院局に技術審査会を置く。
3 第1項の規定により設置する入札参加資格審査会及び技術審査会の組織、構成その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年5月1日から施行する。
2 この要領は、次の表に掲げるとおり、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の種類及び予定価格の区分に従い、右欄に掲げる日以降に入札公告を行うものから適用する。

| 種類 | 予定価格 | 入札公告の日 |
|--------|---------------------|------------|
| 土木一式工事 | 4,000万円以上 | 平成19年 5月1日 |
| | 1,000万円以上 4,000万円未満 | 平成19年10月1日 |
| | 1,000万円未満 | 平成20年 1月1日 |
| 建築一式工事 | 8,000万円以上 | 平成19年 5月1日 |

| | | |
|--------|---|--|
| | 1,500万円以上 8,000万円未満 1,500万円未満 | 平成19年10月1日 平成20年 1月1日 |
| 電気工事 | 4,000万円以上 | 平成19年 5月1日 |
| 管工事 | 500万円以上 4,000万円未満 500万円未満 | 平成19年10月1日 平成20年 1月1日 |
| ほ装工事 | 4,000万円以上 400万円以上 4,000万円未満 400万円未満 | 平成19年 5月1日 平成19年10月1日 平成20年 1月1日 |
| その他の工事 | 4,000万円以上 500万円以上 4,000万円未満 500万円未満 | 平成19年 5月1日 平成19年10月1日 平成20年 1月1日 |

3 入札参加資格中工事成績に関する事項については平成20年3月31日までに入札公告を行うものに限り、第5第2項第1号及び別添3の2の(6)中「県が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。」とあるのは、「県が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、工事成績の年度毎の平均が過去2年連続して60点未満でないこと。さらに、平成19年度に施工完了した工事に係る工事成績がいずれも60点未満でないこと。」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、次表の左欄に掲げる業務ごとに、右欄に掲げる日以降に入札公告を行うものから適用する。

| 種類 | 入札公告の日 |
|-------------|------------|
| 測量 | 平成19年10月1日 |
| 建設コンサルタント業務 | 別に定める日 |
| 地質調査業務 | 別に定める日 |
| 補償コンサルタント業務 | 平成19年10月1日 |
| 建築設計業務 | 別に定める日 |

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行し、施行の日以降に入札公告を行うものから適用する。
- 2 この要領の施行前に入札公告を行ったものの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年10月1日以降に、入札公告を行うものから適用する。

- 2 この要領の施行の際現に入札公告がされているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、施行の日以降に入札公告を行うものから適用する。

- 2 この要領の施行前に入札公告を行ったものの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年10月1日以降に、入札公告を行うものから適用する。
- 2 この要領の施行の際現に入札公告がされているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日以降に、入札公告を行うものから適用する。
- 2 この要領の施行の際現に入札公告がされているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和元年12月2日以降に、入札公告を行うものから適用する。
- 2 この要領の施行の際現に入札公告がされているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日以降に、入札公告を行うものから適用する。
- 2 この要領の施行の際現に入札公告がされているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月15日以降に、入札公告を行うものから適用する。
- 2 この要領の施行の際現に入札公告がされているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年3月1日以降に、入札公告を行うものから適用する。
- 2 この要領の施行の際現に入札公告がされているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。